

## 仙台地方裁判所委員会（第21回）議事概要

### 1 開催日時

平成24年5月16日（水）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

仙台地方裁判所第2会議室

### 3 出席者

（委員） 氏家 悟，大淵憲一，官澤里美，熊谷睦子，今野 薫  
齊木教朗，鈴木素雄，田村幸一，原田俊男，福土博公  
福富哲也，三浦絢子，武藤伸子，山口英幸  
（50音順，敬称略）

（説明者） 柴田裁判官，佐藤事務局長，小野民事首席書記官，  
大内刑事首席書記官，渡邊事務局次長，  
小野民事次席書記官，住澤刑事次席書記官，  
高橋総括主任書記官，小林裁判員調整官

（庶務） 小坂総務課課長補佐，平塚総務課広報係長

### 4 議事等（委員長，委員，説明者）

#### (1) 委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条1項に基づき，互選により田村幸一委員が委員長に選任された。

委員長は，同条3項に基づき，齊木教朗委員を委員長代理に指名した。

#### (2) 仙台地裁における裁判員裁判の運用について

##### ア 仙台地裁における裁判員裁判の事件動向及びアンケート結果

□ 仙台地裁における裁判員裁判の事件動向及び裁判員経験者に対するアンケート結果の紹介

○ 裁判員裁判に参加する前の「あまりやりたくない」という消極的な意見が多いことについては，人を裁くことへの気の重さや日常生活で家庭のことや仕事のことなど他にやることがたくさんあることが原因であると思う。個人的には，その意見についてあまり気にする必要はないと思う。人を刑務所に入れるかどうかを決めることなので，ためらう気持ちがあることは当然である。そのことについて裁判所は改善しようとしているようだが，裁判員制度は社会的義務として国民に受け入れていただく必要があるし，実際に受け入れられつつあるのではないかと考える。

○ 裁判員経験者にアンケートを実施することより，被害者や一般国民の方にアンケー

トを実施した方がよいのではないか。

- 消極的な意見が多いことについては、重大事件に関わることへの恐怖心や不安感ではないかと考える。アンケート結果によれば、参加した後は、積極的な意見に変わることが多いようだが、事件の軽重によって受け止め方は違うのではないか。
- 裁判に関わったことがないのに人を裁くということは不安感がある。参加した後は、積極的な意見が多いのであれば、その意見を広く県民に知ってもらえれば、県民は安心して参加してくれるのではないか。

#### イ 仙台地裁における裁判員裁判の審理及び評議を分かりやすくするための工夫例の紹介

- 仙台地裁における裁判員裁判の審理日程についての工夫例、審理及び評議を分かりやすくするための工夫例を紹介

以前から懸念されていたことではあるが、裁判員制度では職業裁判官が関わっているため、結局裁判官の主導で進められるのではないかという意見があった。実際に裁判員裁判に携わっている裁判官はどのように感じているのか。

裁判官として、誘導は絶対しないように心掛けていると聞いている。裁判終了後の記者会見においても、裁判官に意見を押しつけられるということはなかったという声を聞いている。また、先月、仙台地裁において、裁判員経験者との意見交換会が開催されたが、そこでも自由に意見を言うことができた、裁判官から押しつけられるということは全くなかったといった意見が述べられた。

法律用語は、一般人から見て難解だと思うが、裁判の場合には、裁判官・検察官・弁護士という法律の専門家がいるので、分かりやすく説明することは可能だろうと思う。しかし、裁判の中で医学的専門用語が出てきた場合、例えば鑑定結果については、法律の専門家であっても難解だと思うので、裁判員の方に分かりやすく説明する工夫が必要である。

検察官としては分かりやすい主張立証をしなければならないということが課題であり、工夫を重ねている。例えば、起訴状は、裁判員裁判が始まる前と比べ専門用語もできるだけ噛み砕いて分かりやすくなっていると思う。今は耳で聞いて、こういう事件なのかとすぐに分かるくらい分かりやすくなっている。また、公判前整理手続では、関係者が話し合っただけの本質的な争点は何かを徹底的に議論し、そこに集中した審理がされるよう工夫している。冒頭陳述は、できるだけ短くするとともに、パワーポイントを利用したり、色分けをし、箇条書きのメモのような形にしてできるだけ事件の構造が分かりやすいものとなるようにしている。論告でも同じような工夫をしている。審理の中身では、できるだけ供述調書を短くしようという工夫、争いのない点についてはいくつかの証拠を圧縮した統合報告書を作成し、立証が分かりやすいものとなるような工夫をしている。被害者がある事件では、証人を活用して難解な言葉を分かりやすく裁判員に理解していただく

ようにしている。こうしたことは、これからも検討していかなければならない問題だと考えている。

弁護人は刑事事件だけを専門に扱っている訳ではないので、弁護士会では、経験を共有するために裁判員裁判を経験した弁護士に話を聞く機会を設けたり、研修会を行っている。長めの書面を提出したときでも裁判員に分かっていただけるように、簡潔にまとめた書面も提出するというような工夫をしていると聞いている。従前は、裁判員に分かりやすくできるだけ負担をかけないように、証拠や争点を絞り込んで、審理期間も短くという点に力を入れてきたが、今後は、裁判員裁判のような重大事件になるといろいろ複雑な事情が入り組んでいる事件もあるので、期間が短いということだけでよいのか、被告人に重い刑を科す場合には、十分審理してもらったという納得が得られているのかなどの点も考えていきたい。マスコミ報道でも重大事件ではもっと証人などに聞きたかったという裁判員経験者の声もあるので、判決を受ける被告人、判決に加わる裁判員のことを考えると、ある程度複雑な事件であればもう少し時間をかけて納得がいくような審理を考えなくてはならないということが話題になっている。

あまりに分かりやすくということばかり考えると、中身が薄くなってしまおうとを感じる。一度裁判員を経験したらもう二度とやりたくないというくらいに審理する方が制度としては意味のあることだと思う。それだけ重いことをやっているのだということである。

裁判員経験者が、証人に話を聞いた後、その証人にもう一度話を聞きたかったという記事を新聞で読んだことがあるが、もう一度話を聞くことはできないのか。もし制度的にできないというなら改善を図ってほしい。また、裁判員裁判については、「分かりやすい」という声も多いようだが、裁判員裁判以外の裁判はどうなっているのか。他の裁判も分かりやすいものにしてほしい。

もう一度証人に話を聞きたいということはあるとは思いますが、証人に何度も裁判所に足を運んでもらうことも考えなければならない。他の裁判についても裁判員裁判で学んだことを活かしてできるだけ分かりやすい運用が行われているものと認識している。

裁判官も裁判員も、人間が人間を裁くという大変な重い責任を果たしており、心より感謝している。アンケート結果においては、経験して良かったという感想の方が多いようだが、二度とやりたくないと思っている方もいるはずである。

## ウ 環境整備

### □ 仙台地裁における参加しやすい環境整備に向けた工夫例を紹介

仙台地裁で実際にあった区分審理に関しては、あまり評判は良くない。関東地方で行われた100日間を要する裁判員裁判では、事件を区分せず一括で行われたが、良くなかったという声はあまり聞かない。裁判所は、裁判員の負担につい

て過度に意識し過ぎているのではないか。むしろ裁判員裁判の簡略化に問題があるのではないかと考えており、審理の充実や分かりやすさなどの問題について意識を向けた方がよいのではないか。

エ 震災後の対応状況

□ 仙台地裁における震災後の対応状況を説明

オ その他

先ほど裁判官の誘導の話があったが、東北地方では求刑を上回る判決が出た事件が3件あり、こういうケースが目立ってきている。東北地方のある裁判員の記者会見で被告人の態度が気になったという意見が出された。被告人の態度で量刑が決まるということは、プロの裁判官ではあり得ないと思うが、態度が悪いことは量刑事情には含まれないということをきちんと裁判員に説明しているのかブラックボックスになっている。求刑を上回る判決が多く出るということは、人民裁判の感じを受ける。これは気をつけないといけない。裁判官のリーダーシップの問題はよく考えていく必要がある。

裁判官自身が裁判員制度をどう感じているのかそれがすごく大事であると思う。市民としては是非裁判官自身に聞いてみたい。

貴重な御意見として承る。

皆様からいただいた御意見を参考にして裁判員裁判の運営を考えていきたいと思う。

(3) 震災後1年を経過して裁判所に期待される役割について

ア 民事事件動向

震災後1年間の民事事件の動向及び今後の事件動向予測についての説明

最近、原発事故の影響で、県内のある地域のホテル等が地元の食材をお客に提供できずに困っていると聞いている。また、被災地である石巻や気仙沼では今年中に水産加工業の部分だけでもかさ上げが終わる予定であり、これから企業が工場を建設していくことになるだろうが、まだまだ復興には時間がかかると感じている。

今後、被災地である石巻、気仙沼ではかさ上げが終わって水産加工業も立ち上がってくる。ただし、今後も出荷制限などの影響が続く可能性も考えられ、その補償について、電力会社における一応の枠組みがあるが、あまり明確ではない。この問題が出てくる可能性はある。

消費者団体としては、県民の方は、市区町村の役場の相談窓口を一次的に利用することが多く、裁判所の利用はまだ少ないと聞いている。

被災者が原告となる場合に、一番気になるのは裁判の費用だと思うが、裁判の費用の免除や立替の基準について、震災前と震災後とで基準の緩和はあったのか。

被災者が一番気にしているのは弁護士費用のことだと思うが、まず、宮城県内

にお住まいの方であれば、弁護士による法律相談は無料である。弁護士費用の立替の基準については、以前からはかなり緩和されてきており、震災前と震災後では変更はない。

法律相談を担当して感じるのは、明らかに争いにならないもの、例えば行政からお金が出て解決できるもの以外の微妙な案件が今後裁判所に持ち込まれていくことになるだろうということである。借地借家関係の事件などは増えていくだろうと思う。それに加えて、期限が来たら必ず返してもらえという期限付き借地について、そろそろ期限を迎えるものが増えてきていて、その相談も増えており、裁判になる可能性がある。また、原発関係の問題については、宮城県はなかなか賠償が認められにくい面がある。電力会社が思ったように賠償金を出してくれないということもあり、原発関係の事件が仙台地裁にも提起されるのではないかと思う。

民間同士で解決できるものは解決しようという姿勢でいるが、今後それでも解決できない案件については訴訟という流れになると思う。被災者は早めに解決して再出発したいという気持ちが強いので、震災絡みの事件については、裁判所に迅速な手続の進行をお願いしたい。

直接裁判を提起するという情報には接していない。雇用情勢を見ると有効求人倍率は仙台を中心にかなり回復しているが、仙台と沿岸部の格差が大きい。

労働災害が建設業を中心に増加している。この問題が裁判所に持ち込まれる可能性はあるかもしれない。相談については、震災直後はかなり減ったが、1年間で見ると若干増えている。

#### イ 裁判所の取組及び震災後1年を経過して裁判所に期待される役割

##### 震災関連事件への対応に関する裁判所の取組についての説明

いろいろな機関がそれぞれ被災者のために頑張っているのはよく分かるが、相談の窓口が多すぎると相談する方も大変ではないだろうか。うまく相談窓口の入口を整理する方法などを工夫されると、被災者のためになるのではないか。

各種のADRが設置されてきているが、その情報が広く国民に広まっていないと思う。どこが情報を周知する役割を担うのか分からないが、全体として集約し、整理すればもっと利用しやすくなるのではないか。

各種のADRを全体として整理しているのは法テラスであるため、法テラスに確認するのが一番である。

震災後の裁判所の役割に関しては、裁判の充実ひいては司法制度を充実させていく必要がある。弁護士はかなり増加したが、裁判官や検察官を増やすよう市民やマスコミの方から積極的に言ってもらわなければならない。裁判所の改善という面からは、裁判所を利用する方への利用者アンケートの実施なども考えていく必要があるのではないか。

以前は、弁護士が仙台市に集中しており、支部担当地域に住んでいる方には迷惑をかけていたが、各支部担当地域にも弁護士が増えており、支部の事件も増えるのではないかと考えている。裁判所に対しては、支部の充実、特に登米には裁判官が常駐していないので、その手当をお願いしたい。

市民にとっては地元の市区町村の役場が一番身近な存在である。その役場で裁判所の一日相談窓口を開いてもらえば市民も相談に行くのではないか。

被災地は過疎化、少子化が進んできた地域であり、元々争いが少ない地域である。そこに津波被害、原発禍を受けた。被災者のほとんどが、裁判所に縁がなく、司法知識が少ない。そのような被災者には、こちらが待っているのではなく一歩踏み出て、寄り添って聞いていくことが必要である。最近、法テラス宮城の所長が、迅速性がないと被災者の救済につながらないと言っていたが、そのとおりだと思う。被災者ために、このタイミングでもう一度法曹三者が協力して被災地に入っていく必要があると思う。

法テラスの相談内容も把握されてはどうか。

委員の皆様からの話を伺っていると、いろんな紛争又は問題が起こっていること、それが裁判所に持ち込まれる可能性があることが理解できた。裁判所としては、その時に備えて態勢を整えていく必要があると考えている。

## 5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成24年10月31日(水)午後1時30分
- (2) 場 所 仙台地方裁判所第5会議室
- (3) テーマ 未定